

第 9 産業廃棄物処理指導等

1 第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画(2011-2020)

循環型社会の構築と地域から信頼される産業廃棄物処理体制の確立にむけて

「京都市産業廃棄物処理指導計画」(1 次計画, 平成 11~15 年度), 「新京都市産業廃棄物処理指導計画」(2 次計画, 平成 16~22 年度) に続く「第 3 次京都市産業廃棄物処理指導計画」(3 次計画, 平成 23~32 年度) を平成 23 年 3 月に策定した。

指導計画は, 循環型社会の構築に向け, 市域における産業廃棄物の 3 R (発生抑制, 再使用, 再生利用) や適正処理を推進するため, 本市が取り組むべき産業廃棄物行政の方向を示すものであり, 排出事業者, 処理業者, 市民と本市が共に取組を進めていくための指針とするものである。

現在, 3 次計画に基づき, 排出事業者や処理業者に対する規制だけではなく, これまでも増して, ①排出事業者の高い意識に基づく行動を誘導すること, ②優良な処理業者の育成を図ること, ③市民の産業廃棄物に対する理解を促進することが重要との認識のもとで各施策を進めている。

なお, 施策の実効ある推進を図るため, 学識経験者, 排出事業者, 処理業者, 市民, 行政で構成する「京都市産業廃棄物 3 R 推進協議会」を平成 23 年 8 月に設置し, 施策の実施状況について点検し, 意見を聴くこととしている。

(1) 産廃処理・3 R 等優良事業場認定制度 (産廃チェック制度)

産業廃棄物の適正処理や 3 R に向けた排出事業者の意識の向上を図るため, 各事業場が活用できるチェックシートを広く配布するとともに, 自己チェックの結果等が一定の基準を満たす事業場を認定・公表する「産廃処理・3 R 等優良事業場認定制度」(産廃チェック制度) を平成 25 年 4 月から実施している。

(2) 産廃処理業者情報公表制度

市内の中間処理業者から, 事業内容に加え, 適正処理の確保, 環境負荷の低減及び地域社会への貢献に関する取組の状況などを記載した報告書の提出を受け, 排出事業者や市民が処理業者を適切に評価できるよう, 市ホームページに掲載し, 公表する「産廃処理業者情報公表制度」を平成 24 年 4 月から実施している。

(3) 市民啓発事業

市民に産業廃棄物処理に対する理解と認識を深めてもらうことを目的に, 「環境フォーラムきょうと」を公益社団法人京都府産業廃棄物協会と共催で実施するとともに, 産業廃棄物処理施設の見学会を開催している。

<第13回環境フォーラムきょうと（平成24年度実績）>

実施年月日	場所	参加者数
平成25年3月9日（土）	イオンモールKYOTO「Kotoホール」 （京都市南区）	1,287名 （㊸参加者729名）

<さんばい施設見学会（平成24年度実績）>

実施年月日	担当部署	参加者数	備考
平成24年 8月 2日（木）	事業系廃棄物対策室	24名	小中学生向け
9日（木）	〃	27名	小中学生向け
10月25日（木）	左京エコまちステーション	18名	
11月5日（月）	事業系廃棄物対策室	24名	
7日（水）	〃	29名	
28日（水）	東山エコまちステーション	3名	
平成25年3月26日（火）	循環企画課	33名	

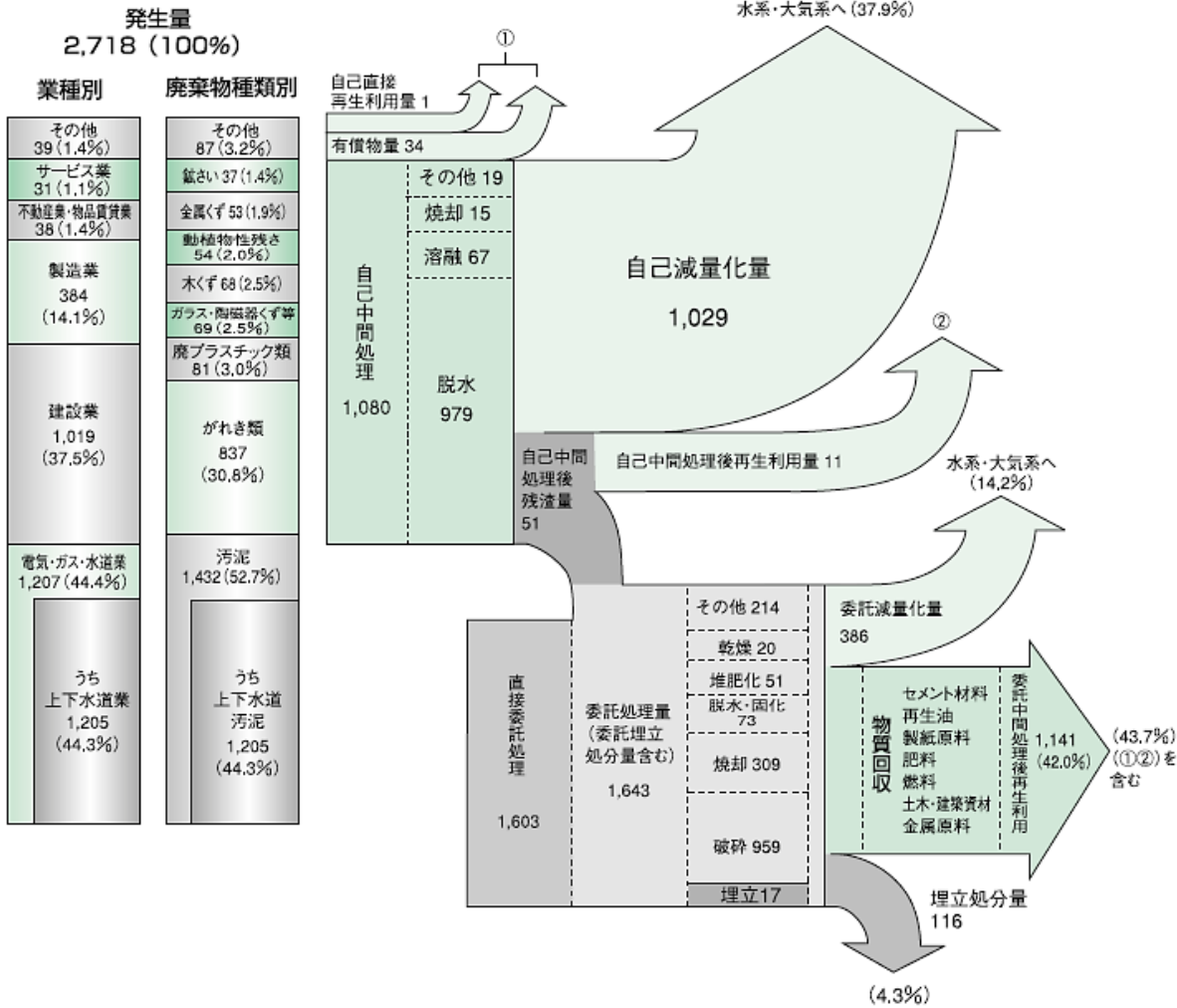
※ 平成24年度から、各エコまちステーション等において実施する「エコバスツアー」でも産廃処理施設を見学できることとしている。

【第3次計画における産業廃棄物の発生抑制率・再生利用率・埋立処分率の取組指標】

目標項目	平成20年度 （基準値）	平成27年度 （中間目標値）	平成32年度 （最終目標値）
発生抑制率	2,718千トン	7%減 (2,528千トン)	12%減 (2,392千トン)
再生利用率	44% (1,187千トン)	45% (1.0ポイント増)	46% (2.0ポイント増)
埋立処分率	4.3% (116千トン)	2.8% (1.5ポイント減)	2.3% (2.0ポイント減)

【平成 20 年度における産業廃棄物の発生・処理の内訳（推計）】

（単位：千トン）



2 排出事業者指導

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）に基づき、産業廃棄物の適正な処理、発生抑制等を促進するための指導を進めており、産業廃棄物の多量排出事業場、特別管理産業廃棄物の排出事業場、建設リサイクル法に基づく届出に係る現場、不適正な処理があった事業場等に対する立入指導を実施している。

また、産業廃棄物管理票交付等状況報告書、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書、産業廃棄物処理計画書等の提出を受け、廃棄物の排出状況や処理状況の把握に努めている。

(1) 立入検査件数

211 件（平成 24 年度実績）

(2) 届出等受理件数

(平成 24 年度実績)

事業場の種類	届出等名	件数
産業廃棄物多量排出事業場	産業廃棄物処理計画処理計画	97
	産業廃棄物処理計画実施状況報告	98
(特別管理)産業廃棄物排出事業場	産業廃棄物管理票交付状況報告書	3,866
P C B 廃棄物保管事業場	P C B 保管状況等届出書	1,004
建設リサイクル法届出現場	再資源化等実施状況報告書	1,836
地下工作物存置届出現場	地下工作物存置届出書	15

3 許可業者・許可施設指導

他人の産業廃棄物の収集運搬又は処分（中間処理及び最終処分）を業として行う者は、廃棄物処理法に基づく許可が必要である。また、産業廃棄物を処理する施設のうち一定のものについては、その設置について廃棄物処理法による許可を受ける必要がある。本市は許可権者として、適正処理と良好な維持管理を確保するため、定期的に立入指導や立入検査を実施するなど、許可業者や施設設置者の指導、監督を行っている。

また、使用済自動車の適正処理やリサイクルの推進を図るため、平成 17 年 1 月に施行された使用済自動車の再資源化等に関する法律（以下「自動車リサイクル法」という。）に基づき、登録・許可業者の指導、監督を行っている。

(1) 産業廃棄物処理業許可業者数(平成 25 年 3 月末現在)

産業廃棄物収集運搬業	647 件〔うち積替保管 71 件〕
産業廃棄物処分業	51 件〔うち中間処理 51 件〕
特別管理産業廃棄物収集運搬業	167 件〔うち積替保管 3 件〕
特別管理産業廃棄物処分業	4 件〔うち中間処理 4 件〕

(2) 産業廃棄物処理施設設置許可数(平成 25 年 3 月末現在)

施設の種類		許可件数
汚泥	脱水施設	4
	焼却施設	2
廃プラスチック類	破碎施設	7
	焼却施設	3
廃油の焼却施設		3

施設の種類	許可件数
木くずの破砕施設	15
がれき類の破砕施設	24
シアン化合物の分解施設	2
廃酸・廃アルカリ中和施設	1
その他産業廃棄物の焼却施設	3
管理型最終処分場	2
合 計	66

※ 自己処理施設を含む

※ 稼働中の施設のみ

※ 1施設が複数の許可に該当する場合があるため、実施設数は、48件である。

(3) 自動車リサイクル法登録・許可業者数(平成25年3月末現在)

引取業	234件
フロン類回収業	76件
解体業	32件
破砕業	5件

4 岡田山撤去の推進

本市では、大岩街道周辺地域の環境の整備を図り、地域の良好なまちづくりを具体化するため、平成22年3月に「大岩街道周辺地域の良好な環境づくりに向けたまちづくりの方針」を策定し、崩落の危険がある岡田山の撤去を先行的に取り組むこととした。

撤去は、この「まちづくりの方針」に基づき、岡田山の地権者の一人である民間事業者が他の地権者と構成する岡田山地区まちづくり協議会の承認の下、自らの責任と費用負担で実施するものであり、平成25年6月から試験撤去に着手した。

環境政策局では民間事業者による岡田山撤去事業の安全かつ適正な実施を確保するため、事業者による環境調査結果の検証や本市独自の環境調査等を定期的に行うとともに、撤去事業の進捗管理を的確に行い、計画的かつ持続的な事業推進を図っている。

5 不適正処理対策

市内における産業廃棄物の不法投棄や野外焼却等不適正処理については、法整備による罰則の強化、「不法投棄撲滅アクションプラン(平成16年6月)」、「法定受託事務に関する処理基準(平成23年3月15日付け)」の策定等によって規制強化が図られてきたことや、事業者に対する指導の徹底により減少傾向にある。

不適正処理対策としては、不適正処理行為が頻発又は継続する地域の定期的なパトロール、ヘリコプターによる空中監視、京都府、滋賀県及び大津市との合同による産業廃棄物運搬車両に対する路上検問活動等を実施している。

また、市民からの苦情や通報に基づき現地調査等を行い、違反行為の改善のための指導を行うとともに、京都府警察本部、各警察署とも連携しながら不適正処理対策に取り組んでいる。

【不適正処理に対する指導状況】

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
指導件数	249 (75)	195 (35)	189 (102)	79 (26)

※ 括弧内の数字は指導件数の内、野外焼却に関する件数